

# 隣保館だより

編集 下榎隣保館

〒689-4526 日野町下榎157番地1

電話：72-1191 (FAX 兼)

E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp

## 『第39回日野町解放文化祭』が来場、ありがとうございます

### テーマ 『暮らしの中に人権の輪を広げよう』(10月8・9・11日)

#### 1日目

##### ★人権講演会

「お念仏とともに」と題し、光西寺(黒坂)住職の鳥居良光さんの講演を聞きました。

まずはじめに、「『寺』という字は檀家の皆さんが、ちよつとずつ土を盛ってくださって成り立っている」と、檀家の皆さん

門徒の方への感謝を述べられました。そして、「ご先祖様を大切にし、喜びも悲しみも分かち合い、家族を大事にし自分も大事にすること」と話し、「ご先祖様がいらしゃって、今の自分があることを忘れず、『南無阿弥陀仏』のお念仏を唱えましょう」と語りかけました。鳥居さんの

実体験を基にした話に、とても心が温まりました。

##### ★もちつき



▲心配された天気も何とかもちました

#### ★演奏会

##### 第1ステージ：鈴木ファミリー

日野高校の鈴木先生ファミリーによる、チューバ、トロンボーン、ピアノの演奏が行われました。親子ならではのアットホームな演奏に癒されました。

##### 第2ステージ：日野中学校吹奏楽部

今年も14人の吹奏楽部の皆さんに演奏と、合間のトークで元気をもらいました。憩いの家いっぱいに見事な演奏が響き渡り、最後は「ふるさと」の大合唱で締めくくり、大盛況の演奏会となりました。



▲会場を魅了する吹奏楽部の皆さん

#### 2日目

##### ★そばの賞味会

恒例のそばの賞味会。「おいしかったよ」の声に、スタツフもにっこり。前日からの準備もお疲れ様でした。

##### ★演芸大会

お待ちかねの演芸大会！年々パワーアップした歌や踊り、そして飛び入りに漫才・仲むつまじいデュエットもあり、楽しい時間はあっという間に過ぎました。

最後は、「男女共同参画推進会議ひの」の皆さんによる朗読劇(人権劇)で、男女の役割など日常生活の中でのちよつとした「気づき」について問いかけがありました。

#### 3日目

午前は、ひのっこ保育所の園児33人が、作品見学と「ゆうかなな10人のきょうだい」のビデオ鑑賞をしました。それぞれに特長のある10人の兄弟が、その特長を生かして助け合い、協力しながら暮らしていく内容でした。園児からは「兄弟で力を合わせて、みんなが幸せになつて良かった」などの感想

がありました。中田隣保館長も「兄弟や保育所の仲間と困った時は助け合つて過ごしてください」と、園児らに語りかけていました。

午後は、町内の小学6年生が、展示作品の見学の後、「ともに進む」というテーマで、人権問題についての交流学习を行いました。

最初に、根雨小学校の野口校長先生が、「いじめ」という二番身近にある人権問題を内容とした「わたしのいもうと」という本を朗読しました。今回の交流会では、「垣根をなくし、その人の気持ちになつて考えよう」「友だちに否定する言葉を一切言わない」ことをルールに、活発な意見が交わされました。

子どもたちからは、「短い時間だったけど、いろんなことを話し合えて、自分の意見が発表できてよかった」などの感想が発表されました。また、先生は、「今日は白熱し、自分の心を開放した交流会になつた」「人は、一生、人を大事にすることを学び続ける。それをちよつとずつ積み重ねて、相手の心を思いながら進み、すてきな大人になつてください」と語りかけ、子どもたちは熱心に話を聞いていました。

### 《参加者募集》

### 「第40回新春囲碁・将棋大会」開催

日時：平成29年1月7日(土)

場所：日野町老人憩の家(下榎)

※参加申し込みなど詳しくは、下榎隣保館までお問い合わせください。皆さんの参加をお待ちしています！



# 個人番号（マイナンバー）が分からないときは

「年末調整や社会保険などの手続きのため個人番号（12けたの番号）が必要になったが、個人番号の通知カードをなくしてしまって、個人番号が分からない」といった相談が増えています。

今後は、確定申告などにも個人番号が必要になります。通知カードをなくした場合の手続きを紹介します。



## 通知カードをなくしたら

個人番号の通知カードを自宅の外でなくした場合は、まずは警察へ遺失届をしてください。ただし、自宅で保管場所が分からなくなった場合などは、警察への遺失届は不要です。

次に、役場住民課で通知カードの紛失届を提出します。その後、通知カードの再交付（1枚500円）を申請するか、個人番号（マイナンバー）カード（初回無料）を申請します。ただし、どちらのカードも申請から受取までには約1ヶ月かかります。すぐに個人番号が必要な場合には、個人番号が記載された住民票を請求する方法があります。

## 各種手続きについて

- ①警察に遺失届を出します。（自宅で保管場所が分からなくなった場合などは不要）
- ②役場住民課に通知カード紛失届を出します。
- ③下記の1～3の方法で手続きをします。

	方法	手続き	手数料	備考
1	通知カードの再交付申請	通知カード再交付申請書を提出してください。	500円	通知カードが申請者の自宅に転送不要の簡易書留で郵送されます。（約3週間）
2	個人番号カードの申請	個人番号カード交付申請書を受け取り、申請書を地方公共団体情報システム機構へ郵送してください。	初回無料	役場から交付通知書（はがき）が送付されます。役場窓口で個人番号カードを受け取ってください。（約4週間）
3	住民票を取得	本人・世帯員 住民票謄抄本などの請求書に個人番号の記載のあるものを請求してください。	300円	提出先と利用目的を確認します。
		代理人 請求者本人（委任者）が記入した委任状と切手を貼った封筒を提出してください。	300円	提出先と利用目的を確認します。なお、住民票は委任者の住所地へ郵送します。

※手続きには運転免許証などの本人確認書類と印鑑が必要です。

【問合せ先】 役場住民課（電話 72 - 0333）